## 規制シート(様式)

110195001310005

平成27年6月19日

110193001310005				
規制の名称	登録周波数終了対策機関	所管府省	総務省	
根拠法令等	電波法第71条の3の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部電波政策課課長 田原 康生	
規制目的	周波数割当計画により周波数の使用期限が定められた場合に、免許の有効期間到来前に周波数の変更又は無線局の廃止を行う免許人 等に対して給付金の支給等を行う業務(特定周波数終了対策業務)を行う者について、一定の要件を備え、かつ、国が登録した者(登録周 波数終了対策機関)とする。			
規制内容の概要	①登録周波数終了対策機関の登録の要件(一定の知識経験を有する者、債務超過の状態にないこと等)及び欠格事由 ②役員等の選任及び解任の届出義務 ③財務諸表等の備付け義務 ④業務規程及び業務の休廃止の認可義務 ⑤秘密保持義務 ⑥特定周波数終了対策業務に係る区分経理義務	関連する予 算	特定周波数終了対策交付金 23,000千円(平成27年度)	
規制の最近の改 廃経緯	平成17年7月26日 会社法の施行に伴う関係規定の整備 平成22年12月3日 読み替え規定の整備 平成26年4月23日 読み替え規定の整備	関連する政 策評価結果	特定周波数終了対策業務により、4.9~ 5.0GHzを使用している既存無線局(電気 通信業務用固定局)はすべて撤去された ことから、目標は100%達成された。(平成 23年度)	
規制を維持、改革 又は新設する理 由	特定周波数終了対策業務の実施においては、電波法の規定に基づき、実施の確実性、財政的基礎の有無、業務の実施の公平性の確保が必要であるが、当該業務を確実かつ適正に実施することができる第三者機関に行わせることで、当該業務の効率的な実施が可能である。	規制の維持、改革又 は新設の別	維持	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_			
見直し条項	_			
次の見直し時期				

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

(通知・通達等の)[	(焼削シートの10)
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	<del>-</del>
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	